

# かけはし木場 訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業「第1号訪問事業」  
(介護予防訪問介護相当・サービスA)

## 重要事項説明書

社会福祉法人なごみ会

## 介護予防・日常生活支援総合事業「第1号訪問事業」 (介護予防訪問介護相当・サービスA) 重要事項説明書

社会福祉法人なごみ会 かけはし木場訪問介護事業所（以下「当事業所」という）における介護予防・日常生活支援サービスの提供開始にあたり、関係法令に基づいて、契約に際して事業所の概要や提供するサービスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを以下の通り説明します。

当サービスは、原則として要介護認定の結果、要支援と認定された方が対象となります。

### 1. 事業者（法人）の概要

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人 なごみ会            |
| 主たる事務所の所在地 | 〒853-0033 五島市木場町493番地1 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 山口 和洋              |
| 設 立 年 月 日  | 平成22年 9月 1日            |
| 電 話 番 号    | 0959-74-5221           |

### 2. ご利用事業所の概要

|                        |   |            |
|------------------------|---|------------|
| ご利用事業所の名称              | かけはし木場訪問介護  |            |
| サービスの種類<br>指定年月日・事業所番号 | 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）   |            |
|                        | 平成22年9月1日指定   | 4272200587 |
| サービスの種類<br>契約年月日       | 委託事業 第1号訪問事業（サービスA）   |            |
|                        | 平成27年10月1日契約締結  |            |
| 事業所の所在地                | 〒853-0033 五島市木場町493番地1  |            |
| 電 話 番 号 等              | 電話：0959-74-5221 緊急連絡番号：070-1272-4635<br>e-mail：helper@nagomikai-kakehashi.or.jp |            |
| 施設長・管理者                | 施設長 金子 雄二   | 管理者 吉田 恵美  |
| 通常の事業の実施地域             | 五島市（但し、福江島以外は除く。）   |            |

### 3. 事業の目的と運営の方針

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。                               |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

#### 4. 提供するサービスの内容

##### ① 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

|      |   |
|------|---|
| 身体介護 | 利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。<br>例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助 |
| 生活援助 | 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。<br>例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など   |

##### ② 第1号訪問事業（サービスA）

第1号訪問事業（サービスA）は、身体介護を要しないご利用者が対象となり、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

#### 5. 営業日時

|      |   |
|------|---|
| 営業日  | 月曜日から土曜日<br>(但し、1月1日、天災その他やむを得ず業務を遂行出来ない日を除く。)<br>※利用者の要請があった場合は、随時対応が可能な体制をとる。 |
| 営業時間 | 8時30分から17時15分まで<br>(但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。)                               |

#### 6. 事業所の職員体制

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 管理者（常勤）       | 1名（サービス提供責任者と兼務）  |
| サービス提供責任者（常勤） | 1名以上（うち1名は管理者と兼務） |
| 訪問介護員         | 5名以上              |

#### 7. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

|              |       |
|--------------|-------|
| サービス提供責任者の氏名 | 吉田 恵美 |
|--------------|-------|

## 8. 利用料

### (1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりです。ご利用者がお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割のいずれとなり、所得の状況に応じて決まります。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更となります。

#### 【基本部分】※身体介護及び生活援助

| サービス名称                  | サービスの内容                                 | 基本利用料     | 利用者負担<br>(1割) | 利用者負担<br>(2割) |
|-------------------------|---|-----------|---------------|---------------|
| 訪問型サービス(独自)Ⅰ<br>(1月につき) | 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた方(対象者・要支援1,2)   | 11,760円/月 | 1,176円        | 2,352円        |
| 訪問型サービス(独自)Ⅱ<br>(1月につき) | 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた方(対象者・要支援1,2)   | 23,490円/月 | 2,349円        | 4,698円        |
| 訪問型サービス(独自)Ⅲ<br>(1月につき) | 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた方(対象者:要支援2) | 37,270円/月 | 3,727円        | 7,430円        |

(注1) 当事業所と同一建物の「かけはし木場住宅」居住者は10%減額されます。

【加算】上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算の種類                      | 加算の要件  | 加算額(月額) |               |               |
|----------------------------|--|---------|---------------|---------------|
|                            |  | 加算額     | 利用者負担<br>(1割) | 利用者負担<br>(2割) |
| 初回加算                       | 新規の利用者へサービス提供した場合  | 2,000円  | 200円          | 400円          |
| 生活機能向上連携<br>加算Ⅰ<br>(1月につき) | サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 | 1,000円  | 100円          | 200円          |
| 特別地域加算※                    | 上記【基本部分】に15%を加算  |         |               |               |
| 介護職員等処遇<br>改善加算(Ⅰ)※        | 上記【基本部分】及び上記【加算】の合計に24.5%を加算<br>(2024年6月1日より適用。5月31日までは22.4%が加算)                                   |         |               |               |

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## (2) 第1号訪問事業の利用料【基本利用料：訪問型サービスA】

| サービス名称   | 基本利用料(1回あたり)<br>利用者負担額を含む | 利用者負担額(1割) |
|----------|---------------------------|------------|
| 訪問型サービスA | 2,000円                    | 200円       |

## (3) 支払い方法

口座引落とし（十八親和銀行またはゆうちょ銀行）にて支払い願います。料金は月末で計算し、指定口座より翌月15日に引き落とされます(15日が休日の場合は翌営業日、残金不足等により引落としが不可の場合は25日に再引落とし)。

口座開設が間に合わない場合などやむを得ない理由があると認められる場合に限り、現金による支払いを認めます。現金の場合は、翌月15日までに法人本部へ持参ください。

## 9. 緊急時における対応方法

(1) 訪問介護員等は、サービス提供中に利用者の病状等に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、訪問介護員等は必要により利用者の避難等措置を講じるほか、管理者に連絡をしてその指示に従うものとします。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、五島市地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 個人情報の保護

事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得ることとします。

## 12. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことが出来るとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。

(3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者 施設長 金子 雄二

(4) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 13. 秘密保持

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。（事業所職員は、採用時に職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を誓約しています。）

#### 14. 衛生管理について

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の開催を定期的に行い、職員で周知徹底を図り、指針の整備を行います。

(2) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

|         |                   |             |
|---------|-------------------|-------------|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 0959-74-5221 | 窓口：当事業所の相談室 |
|---------|-------------------|-------------|

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|        |                          |               |               |
|--------|--------------------------|---------------|---------------|
| 苦情受付機関 | 五島市地域包括支援センター            | 所在地           | 五島市福江町1番1号    |
|        |                          | 電話番号          | 0959-72-6194  |
|        | 長崎県国民健康保険団体連合会           | 所在地           | 長崎市今博多町8-2    |
|        |                          | 電話番号          | 095-826-1599  |
|        | 長崎県長寿社会課<br>(高齢者相談窓口：専用) | 所在地           | 長崎市尾上町3-1     |
|        |                          | 電話番号          | 095-895-2431  |
|        | 第三者委員                    | 西 浩司 (当法人評議員) | 0959-72-2916  |
|        |                          | 山田恭子 (当法人評議員) | 090-1519-7750 |

#### 13. カスタマーハラスメントについて

当事業所（法人）では、国等の基準等に基づき、ご利用者等と良好な関係を構築・維持することを目的に「カスタマーハラスメント対策指針」を定め、ホームページで公開しております。

カスタマーハラスメントが行われた場合は、必要に応じて、契約解除、またはサービスを中止いたします。

#### 14. 「生活援助」サービスについて

同居のご家族がいる場合の生活援助は、同居のご家族が「障害・疾病その他やむを得ない理由」によって家事を行えない状態にあると認められる場合のみ、利用することが可能です。

また、調理・清掃・買物については、法令等に基づき、ご利用者本人の分に限り、健康に生活していくうえで、必要最小限の範囲に限りします。

#### 15. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などは固くお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 長崎県五島木場町 493 番地 1

事業者名 社会福祉法人なごみ会

代表者名 理事長 山口 和 洋

説明者名 吉 田 恵 美

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏 名

利用者家族

住所  
本人との続柄  
氏 名